

提携コンビニ ATM 手数料の全国共通無料時間帯の廃止に伴う改正 利息制限法への影響について

2021 年 10 月 1 日

めぐみの農業協同組合

平素は当組合をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、提携コンビニ ATM（株式会社イーネット・株式会社セブン銀行・株式会社ローソン銀行

※五十音順）および株式会社ゆうちょ銀行 ATM の手数料につきまして、2021 年 10 月 1 日より手数料を改定することといたしました。

上記に伴い、2010 年 6 月 18 日施行の改正利息制限法※1 により、JA バンクのキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様が、JA バンクおよび個別提携金融機関以外の CD・ATM をご利用の際に、金額・時間帯によって一部お取引いただけない場合がございます。

これは、「総合口座貸越取引」「カードローン取引」においてお客様にご負担いただく CD・ATM 利用手数料が利息と見なされ、法定利率を上回る利息をお客様からいただく恐れがあることから、お取引を一部制限させていただいているものです。

大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

※1 利息制限法施行令第 2 条（2007 年 11 月公布）により、CD・ATM を利用したお借入れまたはご返済の際にお客様にご負担いただく CD・ATM 利用手数料（消費税込）について、「お借入れまたはご

返済金額が1万円以下：110円超、同1万円超：220円超」の場合、利息と見なすことが定められた
ものです。

1 CD・ATMのご利用可否について

(1) 従来どおりご利用いただけるCD・ATM

- ・全国のJAバンクのCD・ATM
- ・個別提携金融機関（JF マリンバンク、三菱UFJ銀行、十六銀行、大垣共立銀行）のCD・ATM

(2) 一部お取引いただけない場合があるCD・ATM

- ・「全国のJAバンクおよび上記の個別提携金融機関」以外のCD・ATM

2 お取引を一部制限させていただく場合について※3

(1) 「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」について、1万円以下の貸越・お借入れが発生する取引で、110円超のCD・ATM利用手数料が請求される場合

(2) 「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」について、1万円以下の入金（貸越に対する充当（返済））が発生する取引で、110円超のCD・ATM利用手数料が請求される場合

(3) 「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」について、1万円超の貸越・お借入れが発生する取引で、220円超のCD・ATM利用手数料が請求される場合

(4) 「総合口座貸越取引」または「カードローン取引」について、1万円超の入金（貸越に対する充当（返済））が発生する取引で、220円超のCD・ATM利用手数料が請求される場合

※2 なお、貸越・お借入れが発生しない貯金の出金取引、貸越に対する充当（返済）とならない貯金の入金取引は従来どおりご利用いただけます。

3 「JAバンクおよび個別提携金融機関」以外のキャッシュカード・ローンカードによりJAバンクのCD・ATMをご利用されるお客様へ

・改正利息制限法の施行に伴う対応は、金融機関によって異なりますので、詳しくはお口座をお持ちの金融機関にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以 上